

富山県立大学学則

平成27年4月1日制定

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条の2）
- 第2章 運営組織（第8条—第17条）
- 第3章 学年、学期及び休業日（第18条—第20条）
- 第4章 入学（第21条—第29条）
- 第5章 授業科目、履修方法及び課程修了認定（第30条—第39条）
- 第6章 休学、転学、転学科、留学、退学及び除籍（第40条—第46条）
- 第7章 卒業、学位及び資格（第47条—第51条）
- 第8章 授業料、入学料、入学考査料、特別聴講受講料、研修料及び県民開放授業受講料（第52条—第53条）
- 第9章 附属施設等（第54条—第60条）
- 第10章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、研修員、県民開放授業受講生及び外国人留学生（第61条—第67条）
- 第11章 賞罰（第68条—第69条）
- 第12章 受託研究及び共同研究（第70条）
- 第13章 公開講座（第71条）
- 第14章 補則（第72条）

第1章 総則

（目的）

第1条 富山県立大学（以下「本学」という。）は、広く知識、技術を授け、高度な専門の学芸を深く教授研究するとともに、多様な個性の開発を促し、人間性豊かな、創造力と実践力を兼ね備えた有為な人材を育成し、併せて、学術と生活、文化、産業、保健、医療等との有機的連携を進め、科学技術の拠点として、学術文化の向上と社会の発展に寄与することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 前条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行う。

3 自己評価に関して必要な事項は、学長が別に定める。

（学部及び学科）

第3条 本学に次の学部及び学科を置く。

工 学 部 機械システム工学科
 電気電子工学科
 環境・社会基盤工学科
 生 物 工 学 科

	医 薬 品 工 学 科
情報工学部	データサイエンス学科
	情報システム工学科
	知能ロボット工学科
看護学部	看 護 学 科

(学科の目的)

第4条 前条の各学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 機械システム工学科

ものづくり技術の基本となる専門分野とともに、環境に配慮した安全な社会の構築に役立つ新しい科学技術に関する教育研究を行い、基礎的な専門知識及び技術を有し、創造力及び実践力を備えた人材を養成すること。

(2) 電気電子工学科

持続可能で豊かな社会を支える電気電子工学に関連する教育研究を推進し、電気電子工学分野の基礎と実践的応用力を備え、高度な技術開発を通じて、地域に貢献し国内外で活躍できる人材を育成すること。

(3) 環境・社会基盤工学科

循環型社会の構築、自然との共生及び地球環境の保全に関する教育研究を行い、地域から地球規模までの環境問題に広い視野で解決策を提案できる知識及び技術を有し、創造力及び実践力を備えた人材を養成すること。

(4) 生物工学科

微生物、生化学、有機化学、植物、食品及び生物情報に関する教育研究を行い、環境にやさしいグリーンバイオテクノロジーの研究及び開発に携わるために必要な基礎的な知識及び技術を備えた人材を養成すること。

(5) 医薬品工学科

富山県の主要産業である医薬品関連分野の基礎を幅広く教育するとともに、工学の観点から、医薬品の研究・開発・製造に関わる教育研究を行い、優れた医薬品をつくるために必要な基礎的な知識と技術を備えた人材を育成すること。

(6) データサイエンス学科

データサイエンスの専門知識を教育するとともに、その応用技術の創出や社会課題解決の研究を推進することで、ICT技術を利用したデータの取得とその数理的な分析・推論により課題解決を実践でき、新たな価値を他者との協働で創造できる人材を育成すること。

(7) 情報システム工学科

社会動向を把握し、仮想と現実世界から得られるデータを活用する情報基盤技術の専門性を身につけ、広範に利用される情報システムを創造し、多様な人と連携して社会課題を解決できる、創造性、協調性、積極性を有する人材を育成すること。

(8) 知能ロボット工学科

知能を持つロボットの創生とその礎となる情報工学並びに機械工学及び電子

工学を教育研究し、解決が困難な科学技術課題に革新的な解決方法を見出せる、幅広い視野と豊かな想像力及び実践力を兼ね備えた人材を育成すること。

(9) 看護学科

看護学の専門知識・技術に関する教育研究を行い、人に対する深い理解や倫理観を持って、多職種と協働しながら、地域医療に貢献できる人材を養成すること。

(学生定員)

第5条 学生の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
工 学 部	機械システム工学科	60人	240人
工 学 部	電気電子工学科	45人	180人
工 学 部	環境・社会基盤工学科	55人	220人
工 学 部	生 物 工 学 科	40人	160人
工 学 部	医 薬 品 工 学 科	35人	140人
情報工学部	データサイエンス学科	40人	160人
情報工学部	情報システム工学科	60人	240人
情報工学部	知能ロボット工学科	60人	240人
看護学部	看 護 学 科	120人	480人

(修業年限及び在学年限)

第6条 本学の修業年限は、4年とする。

- 2 学生は、8年を超えて在学することはできない。ただし、第26条から第28条までの規定により入学した学生又は第42条第1項の規定により転学科した学生は、それぞれ第29条又は第42条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学できない。

(大学院)

第7条 本学に大学院を置く。

- 2 大学院に関し必要な事項は、この学則に定めるもののほか、富山県立大学大学院学則に定める。

(看護学専攻科)

第7条の2 本学に看護学専攻科を置く。

- 2 看護学専攻科に関し必要な事項は、この学則に定めるもののほか、学長が別に定める。

第2章 運営組織

(職員)

第8条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員を置く。

- 2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
3 本学に第1項に定めるもののほか、必要に応じ、副学長その他必要な職員を

置くことができる。

(学部長等)

第9条 本学の学部に学部長を置き、当該学部の教授をもって充てる。

- 2 学部長は、当該学部に関する校務をつかさどる。
- 3 本学の工学部に、全学の教養教育を担当する教養教育センターを置き、教養教育センター長は、工学部の教授をもって充てる。
- 4 教養教育センター長は、教養教育に関する校務をつかさどる。

(附属施設の長)

第10条 第54条から第57条及び第59条までに定める附属施設に施設の長を置き、本学の教授をもって充てる。

- 2 第58条に定める附属施設に施設の長を置く。

(学生部長及び入試・学生募集部長)

第11条 本学に学生の厚生補導に関する事務を処理するため、学生部長を置き、本学の教授をもって充てる。

- 2 本学に入学者の選抜及び学生の募集に関する事務を処理するため入試・学生募集部長を置き、本学の教授をもって充てる。

(事務局)

第12条 本学に事務局を置き、事務局長は、事務職員をもって充てる。

(名誉教授)

第13条 本学に学長、副学長、教授、准教授又は講師として多年勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあったものに対し、名誉教授の称号を授与することができる。

- 2 名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(客員教授等)

第14条 本学に客員教授又は客員准教授を置くことができる。

- 2 客員教授及び客員准教授に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(教育研究審議会)

第15条 本学に、教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

- 2 教育研究審議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長を置く場合は、副学長
- (3) 学部長
- (4) 教育研究上の重要な組織の長のうち、学長が指名する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、学長が指名する職員

- 3 教育研究審議会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(戦略企画会議)

第15条の2 本学に、戦略企画会議を置くことができる。

- 2 戦略企画会議に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(教授会)

第16条 本学の学部、教授会を置く。

- 2 教授会は、当該学部の専任の教授をもって組織するものとする。
- 3 前項に規定する者のほか、必要に応じ、学長及び副学長を各教授会の組織に、当該学部の専任の准教授及び講師を当該教授会の組織にそれぞれ加えることができる。
- 4 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学及び卒業に関すること。
 - (2) 学位の授与に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。
- 5 教授会は前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 6 教授会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(委員会等)

第17条 本学に、特定の事項を審議するため、必要に応じて本部又は委員会（以下「委員会等」という。）を置くことができる。

- 2 委員会等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第18条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第19条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第20条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特に必要があるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 開学記念日
 - (4) 春季休業
 - (5) 夏季休業
 - (6) 冬季休業
- 2 前項第4号から第6号までに掲げる休業日は、学年の初めに学長が定める。

第4章 入学

(入学の時期)

第21条 入学の時期は、毎年4月とする。

(入学資格)

第22条 本学に入学を志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、学長が別に定める入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学志願の手続き)

第23条 入学志願者は、入学志願書に入学考査料及び学長が別に定める書類を添えて、指定の期日までに、学長に提出しなければならない。この場合において、学資の支弁が困難で入学考査料の猶予を理事長に願い出た者は、入学考査料を納付したものとみなす。

(合格者の決定)

第24条 入学志願者に対しては、学力検査、出身学校長の調査結果等による選抜を行い、学長が合格者を決定する。

- 2 入学志願者のうち、推薦入学者及び外国人留学生については、前項の規定にかかわらず、学長が別に定める方法により選考することができるものとする。

(入学手続き及び入学許可)

第25条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、学長が別に定める書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項に規定する入学手続きを完了した者に入学を許可する。この場合において、学資の支弁が困難で入学料の減免又は徴収の猶予を理事長に願い出た者は、入学手続きを完了したものとみなす。

(編入学)

第26条 次の各号の一に該当する者で、本学の工学部への入学を志願する者があるときは、欠員の状況等により、選考のうえ、学長が相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
- (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教員養成所を卒業した者
(再入学)

第27条 第44条の規定により、退学を許可された者で、同一学部同一学科に再入学を志願する者があるときは、欠員の状況等により、学年の始めに、当該学部教授会の意見を聴き、学長が相当年次に入学を許可することができる。

(転入学)

第28条 他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）に在学している者で、本学に転入学を志願する者があるときは、欠員の状況等により、学年の始めに、当該学部教授会の意見を聴き、学長が相当年次に入学を許可することができる。

(編入学等の場合の取扱い)

第29条 前3条の規定により入学を許可された者の在学すべき年数並びに既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、学長が決定する。

第5章 授業科目、履修方法及び課程修了認定

(授業科目)

第30条 授業科目、単位数、各授業科目の授業時間数、履修方法その他必要な事項は、学長が別に定める。

- 2 本学において、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業科目を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(履修科目の申請)

第31条 学生は、毎学期始めの指定された期間に、当該学期において履修する授業科目を所属学部長に申請して承認を受けなければならない。

- 2 単位を修得した授業科目は、再び履修することができない。
- 3 学生は、他の学部の授業科目を履修しようとするときは、所属学部長を経て当該学部長の許可を、他の学科の授業科目を履修しようとするときは、所属学部長の許可を得なければならない。

(履修科目の申請の上限)

第32条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定める。

- 2 前項の授業科目の履修申請の上限に関する事項は、学長が別に定める。

(単位の計算方法)

第33条 1年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、年35週を原則として行う。

- 2 授業科目に対する単位の計算方法は、次のとおりとする。
- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 講義及び演習については、30時間の授業をもって1.5単位とする。
 - (4) 実験、実習又は実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第34条 所定の授業科目を履修した者の当該科目修了の認定は、原則として試験によるものとし、その試験に合格した者には、単位を与えるものとする。

(試験)

第35条 試験は年2回とし、学期の終わりに行う。ただし、各授業科目の担当教員が必要と認めたときは、随時行うことができる。

- 2 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることができない者は、あらかじめ、その旨を学長に届け出なければならない。
- 3 前項に掲げる者には、追試験を行うことができる。
- 4 試験の成績は、次表のとおりとする。なお、同表中の左欄に掲げる不可は、不合格とする。

成績	基準	点数
S	到達目標を特に優秀な水準で達成できている	100点以下90点以上
A	到達目標を優秀な水準で達成できている	90点未満80点以上
B	到達目標を良好な水準で達成できている	80点未満70点以上
C	到達目標を最低限の水準で達成できている	70点未満60点以上
不可	到達目標を達成できていない	60点未満

(他大学等における授業科目の履修等)

第36条 学長は、教育上有益と認めるときは、他大学等との協議に基づき、学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができる。

- 2 学長は、前項の規定により修得した単位については、工学部及び情報工学部は60単位、看護学部は48単位を超えない範囲で、卒業の要件となる単位として認めることができる。
- 3 前2項の規定は、第43条の規定により留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第37条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位については、学長が前条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定により修得した単位数と合わせて工学部及び情報工学部は60単位、看護学部は48単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認めることができる。

(入学前既修得単位等の認定)

第38条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第61条第2項の規定により修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、学長が第36条第1項(同条第3項において準用する場合も含む。)及び前条第1項の規定により修得し、又は与えることのできる単位数と合わせて工学部及び情報工学部は60単位、看護学部は48単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認めることができる。

(大学院における授業科目の履修等)

第39条 学生は、別に定めるところにより本学大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、卒業の要件となる単位数に算入することができない。

第6章 休学、転学、転学科、留学、退学及び除籍

(休学)

第40条 疾病その他やむを得ない事由により引き続き3か月以上修学することができない学生は、許可を受けて休学することができる。なお、疾病による休学を願い出る場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、なお引き続き1年以内の休学期間の延長を願い出ることができる。当該延長に係る期間が経過した後において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

3 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

4 休学期間中にその理由が消滅したときは、届け出て復学することができる。

5 休学期間は、第6条第2項に規定する在学年限及び第47条に規定する在学期間に算入しない。

(転学)

第41条 他大学等への入学又は転入学を志願しようとする者は、その事由を付し、学長の許可を受けなければならない。

(転学科)

第42条 本学の工学部又は情報工学部の学生が転学科(当該学生が所属する学部以外への転学科も含む。ただし、工学部又は情報工学部の学科に限る。)を希望する場合には、欠員の状況等により選考のうえ、学長はこれを許可することができる。

2 前項の規定により転学科を許可された者の在学すべき年数並びに既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、学長が決定する。

(留学)

第43条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第6条第1項に定める修業年限及び第47条に定める在学期間を含めることができる。

(退学)

第44条 疾病その他やむを得ない事由により退学しようとする学生は、保証人が連署した書面により学長に願い出なければならない。

2 退学後2年以内にその理由が解消したときは、学長の許可を受けて再入学することができる。

第45条 学長は、長期にわたる欠席又は疾病その他の理由によって修学することができないと認められる者及び成業の見込みがないと認められる者に休学又は退学を命ずることができる。

(除籍)

第46条 学長は、次の各号の一に該当する者を除籍することができる。

- (1) 第6条第2項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第40条第3項に定める休学期間を超えて、なお修学することができない者
- (3) 第53条の規定により出席停止を命ぜられ、督促してもなお授業料又は入学料を納付しない者
- (4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

第7章 卒業、学位及び資格

(卒業の要件)

第47条 本学を卒業するためには、4年以上（編入学又は転入学した学生については学長が別に定める期間）在学し、別表の学部及び学科の区分に応じて、同表に定める単位数以上を修得しなければならない。

第48条 前条に規定する卒業の要件を満たした者については、教授会の意見を聴き、学長が、卒業を認定する。

(学士の学位の授与)

第49条 学長は、前条の規定により卒業を認定した者に対し、学位記を交付し、次の区分に従い、学士の学位を授与する。

学部	学位
工学部	学士（工学）
情報工学部（データサイエンス学科）	学士（データサイエンス）
情報工学部（情報システム工学科、知能ロボット工学科）	学士（工学）
看護学部	学士（看護学）

2 学位の授与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(学位の名称)

第50条 前条の規定により学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本学の名称を付記するものとする。

(資格)

第51条 看護学部看護学科において法令等に定める所定の授業科目を履修した者は、看護師の国家試験受験資格（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号））を取得することができる。

2 その他免許及び資格の取得に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 授業料、入学料、入学考査料、特別聴講受講料、研修料及び県民開放授業受講料

(授業料等)

第52条 授業料、入学料、入学考査料、特別聴講受講料、研修料及び県民開放授業受講料（以下「授業料等」という。）の額及び徴収の方法は、理事長が別に定める。

2 その他授業料等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(授業料等の未納者に対する措置)

第53条 学長は、授業料を別に定める納付期限までに納付しない学生に対し、出席停止を命じ、又は除籍することができる。

2 学長は、入学料を別に定める納付期限までに納付しない学生を、除籍することができる。

第9章 附属施設等

(附属図書館)

第54条 本学に附属施設として附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(地域連携センター)

第55条 本学に附属施設として地域連携センターを置く。

2 地域連携センターに関し必要な事項は、学長が別に定める。

(キャリアセンター)

第56条 本学に附属施設としてキャリアセンターを置く。

2 キャリアセンターに関し必要な事項は、学長が別に定める。

(情報基盤センター)

第57条 本学に附属施設として情報基盤センターを置く。

2 情報基盤センターに関し必要な事項は、学長が別に定める。

(生物・医薬品工学研究センター)

第58条 本学に附属施設として生物・医薬品工学研究センターを置く。

2 生物・医薬品工学研究センターに関し必要な事項は、学長が別に定める。

(DX教育研究センター)

第59条 本学に附属施設としてDX教育研究センターを置く。

2 DX教育研究センターに関し必要な事項は、学長が別に定める。

(福利厚生施設)

第60条 学生の福利厚生を図るため、福利厚生施設を置く。

2 福利厚生施設に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第10章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、研修員、県民開放授業受講生及び外国人留学生

(研究生)

第61条 学長は、本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない範囲において、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を学長は更新することができる。

(科目等履修生)

第62条 本学において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教育に支障のない範囲において、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生が特定の授業科目を履修したときは、第34条及び第35条に基づき、当該科目の単位を与えることができる。

3 科目等履修生を志願することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

4 科目等履修生は、学年又は学期ごとに許可する。

(特別聴講学生)

第63条 他大学等の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(研修員)

第64条 本学において、官公庁、学校、団体等からその所属する職員に特定の専門事項について研究させるため委託があるときは、教育研究に支障のない範囲において、選考のうえ、研修員として受け入れることができる。

2 研修員の研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(県民開放授業受講生)

第65条 本学において、特定の授業科目を受講することを志願する者があるときは、教育に支障のない範囲において、県民開放授業受講生として受講を許可する。

- 2 県民開放授業受講生を志願することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 県民開放授業受講生は、学年又は学期ごとに許可する。

(外国人留学生)

第66条 外国人で本学に留学を志願する者があるときは、学長が別に定める方法による選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 前項の外国人留学生に対しては、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(研究生等に関する規定)

第67条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、研修員、県民開放授業受講生及び外国人留学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第68条 学長は、操行、学業ともに優秀で他の模範となる学生に対して表彰を行うことができる。

(懲戒)

第69条 学長は、学則その他本学の定める諸規程に違反した者又は学生の本分に反する行為をした者を懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 懲戒の手続は、学長が別に定める。

第12章 受託研究及び共同研究

(受託研究及び共同研究)

第70条 本学の学術研究に資するため、受託研究又は共同研究を行うことができる。

- 2 受託研究及び共同研究に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第13章 公開講座

(公開講座)

第71条 本学に公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座については、受講者から必要な実費を講習料として徴収することができる。
- 3 公開講座に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第14章 補則

(委任)

第72条 この学則（第52条を除く。）の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の日の前から引き続いて在学する者に係る授業科目、単位数、履修方法、修了要件、試験の成績評価、卒業の要件及び単位の修得等により得られる資格は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表第1の知能デザイン工学特別講義2の規定については、この限りでない。
- 3 旧学則の規定に基づきなされた処分、手続きその他の行為は、この学則の相当の規定に基づきなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の日の前から引き続いて在学する者に係る授業科目、単位数、履修方法、修了要件、試験の成績評価、卒業の要件及び単位の修得等により得られる資格は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表第1の海外研修科目（米国）及び海外語学研修科目の規定については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の日の前から引き続いて在学する者に係る授業科目、単位数、履修方法、修了要件、試験の成績評価、卒業の要件及び単位の修得等により得られる資格は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の日の前から引き続いて在学する者に係る授業科目、単位数、履修方法、修了要件、試験の成績評価、卒業の要件及び単位の修得等により得られる資格は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前から引き続いて在学する者に係る授業科目、履修方法、修了要件、試験の成績評価、卒業要件及び単位の修得等により得られる資格は、改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 工学部の電子・情報工学科（以下「旧学科」という。）は、改正後の学則第3条の規定にかかわらず、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 施行日の前日に旧学科に在学していた者で施行日以後も引き続き在学するものに係る学科、授業科目、単位数及び卒業の要件については、改正後の学則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年4月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前から引き続いて在学する者に係る授業科目、履修方法、修了要件、試験の成績評価、卒業要件及び単位の修得等により得られる資格は、改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前から引き続いて在学する者に係る授業科目、履修方法、修了要件、試験の成績評価、卒業要件及び単位の修得等により得られる資格は、改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年9月27日理事会議決）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の前日から引き続いて在学する者に係る授業科目、履修方法、修了要件、試験の成績評価、卒業要件及び単位の修得等により得られる資格は、改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月27日理事会議決)
(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の前日から引き続いて在学する者に係る授業科目、履修方法、修了要件、試験の成績評価、卒業要件及び単位の修得等により得られる資格は、改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表第1のスタートアップ特論の規定については、この限りでない。

附 則 (令和5年9月19日理事会議決)
(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 工学部の知能ロボット工学科及び情報システム工学科は、改正後の学則第3条の規定にかかわらず、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 施行日の前日に在学していた者で施行日以後も引き続き在学するものに係る学科、授業科目、履修方法、修了要件、試験の成績評価、卒業要件及び単位の修得等により得られる資格は、改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和6年3月26日理事会議決)
(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に在学していた者で施行日以後も引き続き在学するものに係る学科、授業科目、履修方法、修了要件、試験の成績評価、卒業要件及び単位の修得等により得られる資格は、改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和6年9月27日理事会議決)
(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在学していた者で施行日以後も引き続いて在学するものに係る学科、授業科目、履修方法、修了要件、試験の成績評価、卒業要件及び単位の修得等により得られる資格は、改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表第1の海外研修科目（マレーシア）の規定については、この限りでない。

附 則（令和7年10月2日理事会議決）
(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在学していた者で施行日以後も引き続いて在学するものに係る授業科目、単位数及び卒業要件は、改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和8年3月30日理事会議決）
(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在学していた者で施行日以後も引き続いて在学するものに係る学科、授業科目、履修方法、修了要件、試験の成績評価、卒業要件及び単位の修得等により得られる資格は、改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第47条関係）

1 工学部

区 分		機械システム工学科 電気電子工学科 環境・社会基盤工学科	生物工学科 医薬品工学科
総合科目	人間	2単位以上	2単位以上
	技術・経済	2単位以上	2単位以上
	社会・法律	2単位以上	2単位以上
	環境	2単位以上	2単位以上
	言語・文化	4単位以上	4単位以上
	精神・身体	3単位以上	3単位以上
	総合科目計	17単位	17単位
基礎科目		13単位	14単位
外国語科目		10単位	10単位
データサイエンスリテラシー科目		2単位	2単位
キャリア形成科目		1単位	1単位
専門基礎科目、専門共通科目及び専門科目		81単位	80単位
合 計		124単位	124単位

総合科目については、各系列ごとにこの表に掲げる単位数の修得を必修とし、かつ、当該総合科目の各系列ごとの修得した単位数の合計が17単位以上とならなければならない。

2 情報工学部

区 分		データサイエンス学科 情報システム工学科 知能ロボット工学科
総合科目	人間	2単位以上
	技術・経済	2単位以上
	社会・法律	2単位以上
	環境	2単位以上
	言語・文化	4単位以上
	精神・身体	3単位以上
	総合科目計	17単位
基礎科目		13単位
外国語科目		10単位
データサイエンスリテラシー科目		2単位
キャリア形成科目		2単位
専門基礎科目、専門共通科目及び専門科目		80単位
合 計		124単位

総合科目については、各系列ごとにこの表に掲げる単位数の修得を必修とし、かつ、当該総合科目の各系列ごとの修得した単位数の合計が17単位以上とならなければならない。

3 看護学部

区 分		看 護 学 科	
教養科目	人間の理解	社会・環境	2単位以上
		言語・文化	3単位以上
		精神・身体	5単位以上
		自然・情報	3単位以上
		外国語	4単位以上
		データサイエンス リテラシー科目	2単位
		計	25単位
専門基礎科目 計		30単位	
専門科目	専門分野Ⅰ	15単位	
	専門分野Ⅱ	41単位	
	統合分野	17単位	
	計	73単位	
合計		128単位	

教養科目については、各系列ごとにこの表に掲げる単位数の修得を必修とし、かつ、当該教養科目の各系列ごとの修得した単位数の合計が25単位以上とならなければならない。